

なつかしの国 石見  
～ iwami ～

平成 19 年度決算数値

# 健全化判断比率



平成 20 年 9 月

～青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち～

浜 田 市

# 目次

1	地方公共団体の財政の健全化に関する法律…	1
2	健全化判断比率・資金不足比率	
	◆実質赤字比率	2
	◆連結実質赤字比率	3
	◆実質公債費比率	4
	◆将来負担比率・資金不足比率	5
3	現状の分析	
	◆実質赤字比率	6
	◆連結実質赤字比率	7
	◆実質公債費比率	8
	◆将来負担比率	9
	◆総評	10
4	資料編	11

## 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

▼平成 19 年 6 月に成立した『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』において、地方公共団体は、毎年度、次の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することが義務付けられました。

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

▼また、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することが義務付けられました。

▼健全化判断比率に関しては、比率のうちいずれかが「早期健全化基準」以上となった場合は、「早期健全化計画」を策定し、「自主的な改善努力による財政健全化」を行う必要があります。

▼また、比率のうちいずれかが「財政再生基準」以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、「国等の関与による確実な再生」に取り組む必要があります。

▼平成 19 年度決算については、比率の算定・公表のみとなり、早期健全化基準、財政再生基準の適用は平成 20 年度決算からとなっています。

## 2 健全化判断比率・資金不足比率

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づく、健全化判断比率・資金不足比率については、次のとおりです。

### ◆実質赤字比率

【実質赤字比率とは？】

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。

地方公共団体が自由に使いみちを決めることができる地方税や地方交付税を主な財源とし、福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計等の実質的な赤字を示す比率です。

【浜田市の状況は？】

平成 19 年度算定数値	早期健全化基準	財政再生基準
－%	12.54%以上	20.0%以上

赤字を生じていないため、赤字比率としては算定されません。

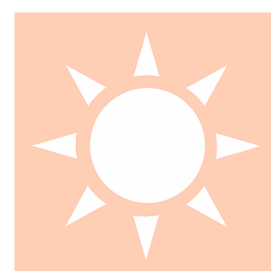
※黒字の割合＝0.79%

【赤字比率が生じた場合は、どうするの？】

毎年 4 月に始まり翌年 3 月に終わる地方公共団体の会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則となっており、歳入が歳出に対して不足してしまい赤字が生じることは、本来、望ましくありません。

仮に赤字が生じた場合には、十分にその原因を明らかにする必要があるとともに、早期に赤字を解消する必要があります。

赤字を解消する手段としては、歳出を削減する手段や歳入を増やす手段があります。



## ◆連結実質赤字比率

### 【連結実質赤字比率とは？】

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

地方公共団体の会計は、地方税、地方交付税等を主な財源とし、福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計のほかに、料金収入等を主な財源として事業を実施している公営企業会計など複数の会計に分かれています。

会計が分かれているといっても、地方公共団体としてひとつの団体ですから、全体の状況を把握することは重要です。一般会計は黒字であっても、別の会計に赤字が多くあれば、その団体全体として見たときの財政状況は良いとは言えません。

料金収入を財源として独立採算で行っている事業（例：水道などの公営企業）の赤字額はその事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、その事業の経営努力や料金収入で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、一般会計にも大きな影響を与えかねません。そこで、それぞれの会計の赤字と黒字を合算して、その団体としての全体の資金不足の程度を把握するため、地方税や地方交付税等の財源の規模と比較して指標化したものが「実質連結赤字比率」です。

### 【浜田市の状況は？】

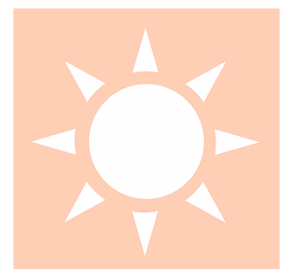
平成 19 年度算定数値	早期健全化基準	財政再生基準
－%	17.54%以上	30.0%以上

赤字を生じていないため、赤字比率としては算定されません。

※黒字の割合＝4.61%

### 【連結実質赤字比率が生じた場合は、どうするの？】

実質赤字比率と同様、この連結の赤字も本来生じるべきものではありません。このため、仮に赤字が生じた場合には、十分にその原因を明らかにする必要があるとともに、早期に赤字を解消する必要があります。



## ◆実質公債費比率

【実質公債費比率とは？】

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。

地方公共団体の長期（年度を越えるもの）の借入金を地方債といいます。この地方債の元金及び利子の支払いを「公債費」といいます。

一般会計における公債費は、当然のことながら、一般会計の義務的な負担となりますが、公営企業等他の会計の公債費に対して一般会計から繰り出す経費もあります。また、近隣市町村との一部事務組合により整備したゴミ処理施設に係る負担金なども一般会計の義務的な負担となります。

このため、こうした公債費に準じた経費も公債費に加算し、実質的な公債費を算出の上、一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。

【浜田市の状況は？】

平成 19 年度算定数値	早期健全化基準	財政再生基準
25.1%（3ヵ年度平均）	25.0%以上	35.0%以上

※単年度数値：平成 17 年度 = 25.72834  
平成 18 年度 = 26.02558  
平成 19 年度 = 23.76424 } 3ヵ年度平均 25.1%

【実質公債費比率が高いとどうなるの？】

公債費や公債費に準じる経費は義務的な経費であり、削減したり、先送りしたりすることが出来ないものです。この経費は、過去に行った施設整備等に基づく負担であり、現時点で施設整備等を縮減したとしても、効果が表れるのは将来においてであることから、この経費を短期間で削減することは困難です。

このため、比率が高まるほど、財政の弾力化が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まります。

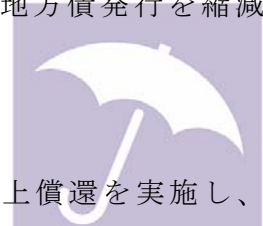
【実質公債費比率を引き下げる手段は？】

施設整備等の財源とするため地方債を発行した場合は、償還期限が終了するまで毎年度一定の公債費負担が発生します。

このため、比率を引き下げる手段としては、償還予定よりも早く、まとめて償還してしまう手段（繰上償還）や公債費負担の発生を少なくするために地方債発行を縮減する手段があります。

【平成 20 年度以降の比率はどうなるの？】

平成 18 年度、平成 19 年度に公債費や公債費に準じる経費の繰上償還を実施し、公債費負担額の逡減を図っています。（平成 20 年度、平成 21 年度においても繰上償還を実施予定。）このため、実質公債費比率は早期健全化基準以上になることはない見込みです。



## ◆将来負担比率

【将来負担比率とは？】

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払う可能性がある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。

地方公共団体の一般会計が将来支払う負債には、地方公共団体の長期の借入金である一般会計の地方債残高のほか、借入金ではないものの契約等で将来の支払いを約束したもの（債務負担行為）のうち公債費に準じるもの、公営企業等の他会計の地方債残高のうち一般会計が負担するもの、また、近隣市町村との一部事務組合により整備したゴミ処理施設に係る地方債のうちその団体の負担分などがあります。

さらに、土地開発公社の負債や第三セクターの負債のうち地方公共団体がその損失を補償する契約をしているものについても、土地開発公社や第三セクターの経営状況によっては、将来負担をしなくてはならない場合もあり得ます。

こうしたものも含め、現時点で想定される将来の負担を財政規模と比較して指標化したものが「将来負担比率」です。

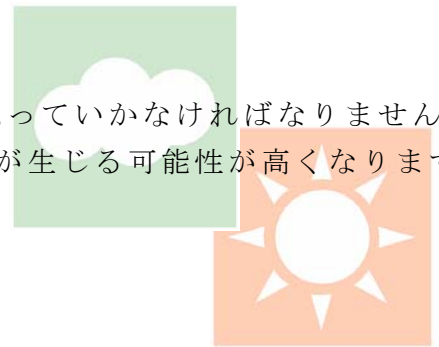
なお、この将来の負担額の計算にあたっては、地方公共団体が所有する基金（一部対象外基金あり）の額を将来の負担額から控除することとしています。

【浜田市の状況は？】

平成 19 年度算定数値	早期健全化基準	財政再生基準
171.0%	350.0%以上	—

【将来負担比率が高いとどうなるの？】

将来において、地方債残高などの負担額を実際に支払っていかなければなりませんので、今後の財政運営が圧迫されるなど財政運営上の問題が生じる可能性が高くなります。

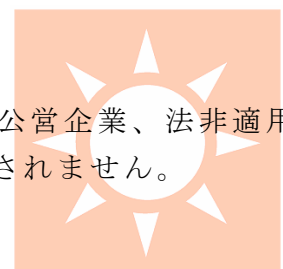


## ◆資金不足比率

【資金不足比率とは？】

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

浜田市の公営企業の決算状況は、7 ページのとおりです。法適用公営企業、法非適用公営企業とも資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されません。



### 3 現状の分析

#### ◆実質赤字比率

(単位：千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引	翌年度に繰 り越すべき 財源	実質収支額
一般会計	34,588,037	34,393,768	194,269	42,356	151,913
(一般会計等に属する特別会計)					
住宅新築資金等貸 付事業特別会計	2,351	2,351	0	0	0
公共用地先行取得 事業特別会計	26,259	26,259	0	0	0
一般会計等 決算額	34,590,057	34,395,788	194,269	42,356	151,913

※一般会計等の決算額につきましては、一般会計等に属する会計間の繰入、繰出の重複額を控除した額を計上していますので、一般会計等に属する会計の単純合計額とは一致しません。

#### 【現状分析】

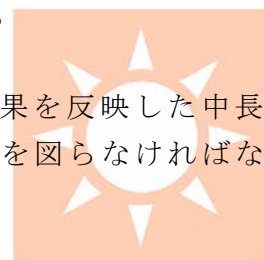
実質赤字比率を算定する一般会計等の決算については、上表のとおりであり、黒字決算となりました。

浜田市においては、市町村合併前から引き続けている収支不足が改善されず、「構造的収支不足」の解消が大きな課題となっています。歳出に対して歳入が不足するため、毎年度、財政調整基金などの基金を取り崩さざるを得ない状況にあります。

このような状況を解消するための取り組みとして、中期財政計画に基づく計画的な予算編成や集中改革プランに基づく行財政改革を実施しており、歳出決算額は縮小傾向にあります。平成19年度においては、これらの取り組みの成果により、財政調整基金の取り崩しを回避することが出来ました。

財政調整基金の取り崩しは回避されたものの、財源対策分として地域振興基金の取り崩しを行っており、収支不足が解消されたという訳ではありません。

このため、今後の財政運営にあたっては、行財政改革及び合併効果を反映した中長期的な財政運営の数値目標を明確化し、「構造的収支不足」の早期解消を図らなければなりません。





## ◆連結実質赤字比率

(単位：千円)

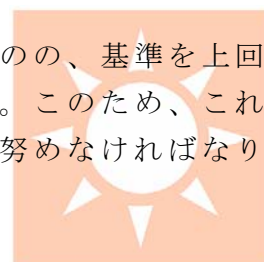
会計名	実質収支額	資金不足額 または剰余額	合計
一般会計	151,913	—	151,913
(一般会計等に属する特別会計)			
住宅新築資金等貸付事業特別会計	0	—	0
公共用地先行取得事業特別会計	0	—	0
(一般会計等以外の特別会計のうち公営事業)			
国民健康保険特別会計(事業勘定)	78,898	—	78,898
国民健康保険特別会計(直診勘定)	0	—	0
老人保健医療事業特別会計	△78,118	—	△78,118
駐車場事業特別会計	743	—	743
(一般会計等以外の特別会計のうち法適用公営企業)			
水道事業会計	—	388,921	388,921
工業用水道事業会計	—	332,395	332,395
(一般会計等以外の特別会計のうち法非適用公営企業)			
公設水産物仲買売場特別会計	—	1,275	1,275
国民宿舎事業特別会計	—	0	0
公共下水道事業特別会計	—	55	55
農業集落排水事業特別会計	—	130	130
漁業集落排水事業特別会計	—	45	45
生活排水処理事業特別会計	—	0	0
簡易水道事業特別会計	—	3,139	3,139
合計	153,436	725,960	879,396

### 【現状分析】

連結実質赤字比率の算定対象となる全会計の決算状況については、上表のとおりであり、全体としては黒字決算となりました。

赤字が生じた老人保健医療事業特別会計につきましては、医療給付費等に対する支払基金交付金及び国庫支出金が所要額に対して過少に交付されたため（未交付分は翌年度に交付されます。）であり、浜田市の責によるものではありません。

下水道事業、簡易水道事業については、赤字が生じてはいないものの、基準を上回る一般会計からの繰入金により収支均衡を保っている状態にあります。このため、これらの事業については、基準内の繰入金を前提とした料金収入の確保に努めなければなりません。



## ◆実質公債費比率

### ▼算定結果

平成 18 年度（3 カ年度平均）：25.0%

平成 19 年度（3 カ年度平均）：25.1%（0.1 ポイント増）

#### 【平成 18 年度】

（単位：千円、%）

	16 年度（単年度）	17 年度（単年度）	18 年度（単年度）	3 カ年度平均
分 子	3,700,459	4,067,593	4,165,731	—
分 母	15,815,113	15,809,778	16,006,294	—
算定結果	23.39825	25.72834	26.02558	25.0

#### 【平成 19 年度】

（単位：千円、%）

	17 年度（単年度）	18 年度（単年度）	19 年度（単年度）	3 カ年度平均
分 子	4,067,593	4,165,731	3,711,312	—
分 母	15,809,778	16,006,294	15,617,213	—
算定結果	25.72834	26.02558	23.76424	25.1

### 【現状分析】

平成 19 年度数値については、25.1%（3 カ年度平均）となり、平成 18 年度：25.0%（3 カ年度平均）に比して 0.1 数値が悪化しました。

これは、平成 16 年度（単年度）と平成 19 年度（単年度）との比較において、分子にあたる実質的に公債費として取り扱う額が増加し、かつ、分母にあたる標準財政収入額等や臨時財政対策債発行可能額などが減少したことにより 0.36599 数値が悪化していることが影響しています。

公債費等の繰上償還を実施（平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 カ年度にて実施）し、公債費負担の軽減を図っているものの、公債費負担のピークが平成 17 年度・平成 18 年度であったことや公債費に準じる債務負担行為に基づく支出が大きな負担になっていたことなどにより、実質的に公債費として取り扱う額は多額となっています。このため、実質公債費比率は早期健全化基準の 25.0% を超える高い水準となっており、県内 8 市の中でもワースト 1 となっています。

公債費負担がピーク時であった平成 17 年度（単年度）：25.7%、平成 18 年度（単年度）：26.0% をピークに平成 19 年度以降は繰上償還の効果により単年度数値が逡減することとなります。これにより、3 カ年度平均数値も同様に逡減することとなります。



## ◆将来負担比率

### ▼算定結果

平成 19 年度：171.0%

### ▼算式

(単位：千円)

分子	将来負担額	—	充当可能財源等	=	結果
	76,283,418		49,572,423		26,710,995
分母	標準財政規模	—	算入公債費等の額	=	結果
	19,051,774		3,434,561		15,617,213

### 【現状分析】

将来負担比率については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の成立に伴い新たに算定が義務付けられた財政指標です。

早期健全化基準が 350.0%と定められているものの、現段階においては、全国市町村や類似団体等との比較を行うことが出来ず、浜田市の数値がどの程度の水準にあるかを判断することは出来ません。

このような状況ではありますが、県内他市の状況を調査することにより、次のような浜田市の特徴点が明らかになりました。

#### 〈将来負担額について〉

- ・平成 18 年度から実施してきた地方債の繰上償還等の効果により、他市に比べて地方債に係る将来負担が小さい。
- ・平成 19 年度に実施した公債費に準じる債務負担行為の繰上償還の効果により、他市に比べて債務負担行為に係る将来負担が小さい。
- ・新可燃ゴミ処理施設（エコクリーンセンター）の整備のために浜田地区広域行政組合が発行した地方債の償還に対する負担が生じるため、他市に比べて一部事務組合等に対する負担に係る将来負担が大きい。
- ・土地開発公社が健全な経営を行っていること、浜田市が出資する第三セクターに対して損失補償に係る債務を負っていないことにより、設立法人の負債額等に係る将来負担が生じていない。

#### 〈将来負担額から控除する充当可能財源について〉

- ・財政調整基金、減債基金のみならず、地域振興基金や国民健康保険財政調整基金なども充当可能基金として取り扱うことになっており、地域振興基金や国民健康保険財政調整基金の残高が多いことから、他市に比べて将来負担から控除できる額が大きい。

このような特徴により、県内 8 市の中で最も良好な 171.0%という算定結果となりました。

## ◆ 総 評

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、夕張市の財政破綻を契機として、このような破綻状態に陥る前に地方公共団体の財政の健全化を義務付けることを目的として、従来の再生法制を50年ぶりに改正されたものです。

具体的には、1ページに記載しているとおり、4つの財政健全化判断比率により早期健全化計画の策定等を義務付けるものでありますが、実際の適用は平成20年度決算からとなっております。

したがって、平成19年度決算における比率は、平成20年度の法適用に向けた現状報告とその結果を受けての対策及び今後の財政運営の方向付けを検討する意味を持つものと考えられます。

そうした中で、平成19年度の浜田市の比率は、実質公債費比率が早期健全化基準を上回ることになった一方で、残りの3つの比率については、基準を下回る結果となりました。

「実質公債費比率」については、昨年来から危機意識を持って地方債の繰上償還等の取り組みにより早期の是正措置を講じており、法適用となる平成20年度においては、早期健全化基準をクリアできる見込みであります。

また、「実質赤字比率」、「連結赤字比率」については、黒字経営を行うことにより数値が発生しておらず、今後も同様な方針で望みます。

次に「将来負担比率」は、他の3つの比率が結果に基づく指標である点と異なり、将来の負担を指標化することにより現状の財政運営に警鐘を鳴らすという点で注目すべき比率であります。浜田市においては早期健全化基準を大きく下回っておりますが、このことがどのような意味合いを持つのかについては、他団体の数値や警戒ライン等が示されていない現段階において正確な分析を行うことは困難な状況にあります。

しかしながら、当市の特徴として、①土地開発公社や第三セクター等に対する将来負担が生じていない、②基金を比較的多く有している、③地方債残高中に過疎債や合併特例債などの交付税措置の手厚い優良債が多い、などにより比率が小さくなったものと推測するところです。

最後に、「実質公債費比率」が高いにもかかわらず、「将来負担比率」が低いのは何故かという点が問題となります。

このことを家計にたとえると、少ない収入の中で多くを借金の返済に回しつつ、新たな借金と貯金の目減りを最小限に抑えることで、子どもたちの将来のために親は辛抱を重ねているといった姿が想像されます。

少子高齢化と人口減少、また、地域経済の発展が見込めない当市の現状において、財政運営の目指すべき方向は、「構造的収支不足の早期解消」と同時に「次世代への過大な負担転嫁の抑制」を図ることであり、そうした結果が表れているものと考えております。